○ 厚生労働省告示 第三百六十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十六日　　厚生労働大臣　川崎　二郎

第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項 11　参照赤外吸収スペクトルのアスパルテームの目の次に次の一目を加える。

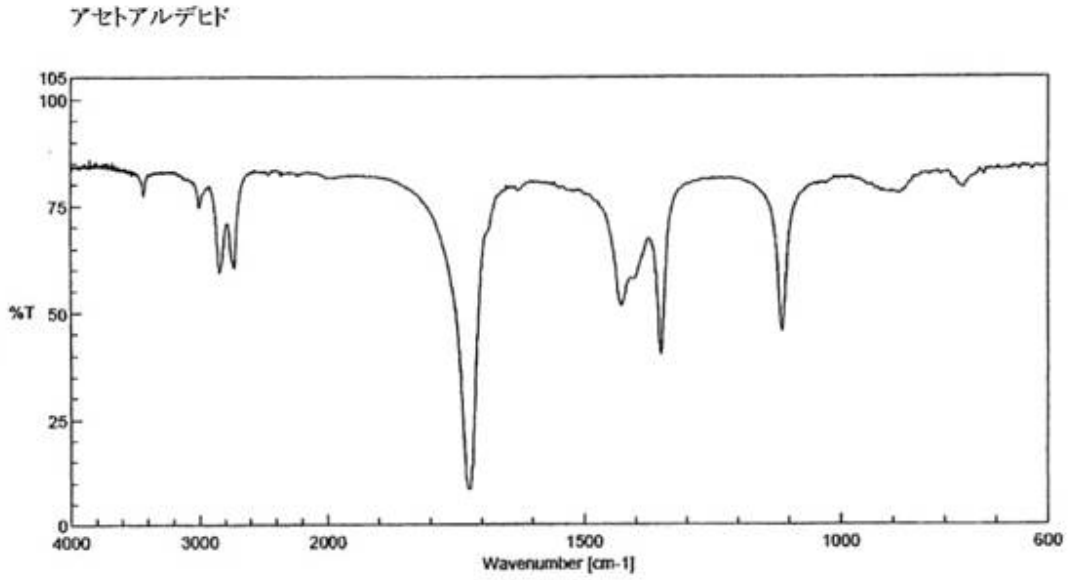

第２　添加物の部Ｄ　成分規格・保存基準各条の項アセスルファムカリウムの目の次に次の一目を加える。

アセトアルデヒド
Acetaldehyde
Ethanal

C_2H_4O　　分子量　44.05
Acetaldehyde［75-07-0］
含　　量　本品は，アセトアルデヒド（C_2H_4O）99.0%以上を含む。
性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　(1)　屈折率 n_D^{20} ＝1.330～1.334
　　(2)　酸価　5.0 以下（香料試験法）
定　量　法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし，検液は，5℃で少なくとも 30 分間冷却したマイクロシリンジを用いて注入する。

保存基準　密封容器にほとんど全満し，空気を不活性ガスで置換し，5℃以下で保存する。

第２　添加物の部F　使用基準の項アセスルファムカリウムの目の次に次の一目を加える。
アセトアルデヒド
　アセトアルデヒドは，着香の目的以外に使用してはならない。